

議案第六十八号

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の設定について

次のとおり三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の設定について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十年七月十九日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾年七月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

写

三朝町交通安全指導員設置等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、三朝町における道路交通の安全保持及び安全運動の推進を図るため、交通安全指導員(以下「指導員」という。)の設置並びに定員、任免、報酬及び服務等について定めるものとする。

(定員)

第二条 指導員の定員は、十四人以内とする。

(任命)

第三条 指導員は、町内に居住する者で交通に関する法令に通じ、かつ、指導力を有するもののうちから町長が任命する。

2 町長は、指導員の任命にあつては倉吉警察署長の意見を徴しなければならない。

(任期)

第四条 指導員の任期は、二年とし再任を妨げない。ただし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第五条 指導員の職務は、次のとおりとする。

- 一 通学通園路における児童及び園児の保護及び誘導を行うこと。
- 二 一般歩行者に対して、正しい通行の指導を行うこと。
- 三 自転車に乗っている者に対して、正しい乗り方等の指導を行うこと。
- 四 歩行者の安全通行に直接支障のある場合には車両の運転者に対して、通行方法の指導を行うこと。

五 地域住民の交通安全思想の普及及び徹底に努め、交通安全運動を推進すること。

六 前各号に掲げるもののほか、特に町長の要請により交通指導を行うこと。

(勤務要領)

第六条 指導員が前条の職務を行うに当たつて必要な事項は、町長が倉吉警察署長の意見をきいてこれを定める。

(分限)

第七条 町長は、指導員が次の各号の一に該当する場合においては、これを免職することができる。

- 一 勤務成績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 交通違反により起訴された場合
- 四 指導員としてふさわしくない非行のあつた場合
- 五 前四号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- 六 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

(退職)

第八条 指導員が退職しよとする場合は、あらかじめ文書をもつて町長に願ひ出てその許可を受けなければならない。

(報酬)

第九条 指導員の報酬は、年額二万三千円とする。

(費用弁償)

第十条 指導員が第五条第六号の職務に従事したときは、費用弁償として勤務一回につき千六百円を支給する。

2 前項の場合を除き指導員が公務のため旅行するときは、職員等の旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第六十七号）に規定する職員の旅費相当額を費用弁償として支給する。

（貸与品）

第十一条 指導員に対し、別表に掲げる制服等を貸与する。

（委任）

第十二条 この条例の施行に関し 必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に指導員の職に在る者は、この条例による指導員の職に在る者とみなし、その任期は現に指導員に任命された日からこれを起算する。

別表（第十一乗関係）

品目	員数	品目	員数
(冬・合) 制服上、 下衣	各一着	腕章	一個
夏服上衣	一着	制帽	一個
雨合羽	一着	半長靴	一足
ネクタイ	一本	帯皮	一本
外とう	一着		
書箱	一個		